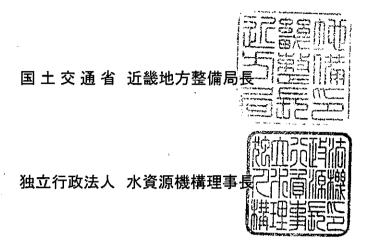
丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 利水対策案等について(意見聴取)



近畿農政局長、様

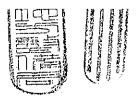


丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

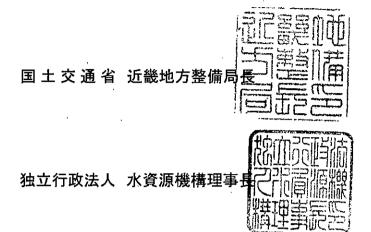
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



三重県企業庁長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

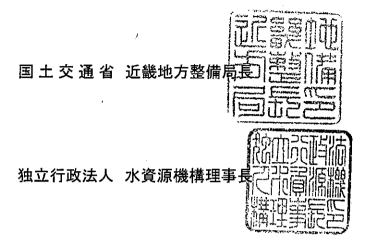
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



京都府知事 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

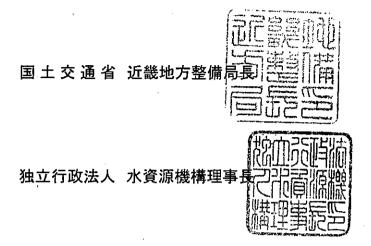
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



名張市長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

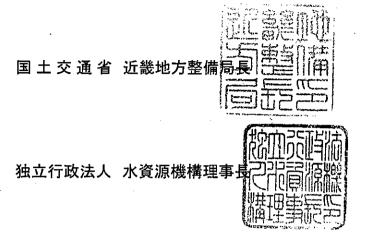
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



大阪市水道局長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

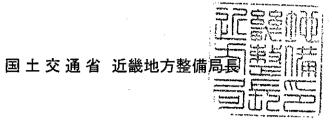
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



守口市水道事業管理者 様



独立行政法人 水資源機構理事



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

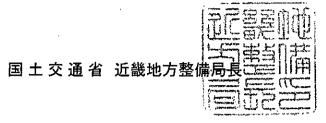
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



枚方市水道事業管理者 様



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

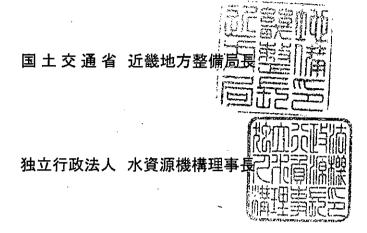
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



尼崎市水道事業管理者 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いたたきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



伊丹市水道事業管理者 様



独立行政法人 水資源機構理事士



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

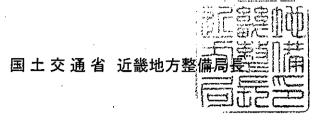
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



奈良市水道事業管理者 様



独立行政法人 水資源機構理事-

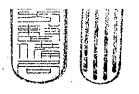


丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

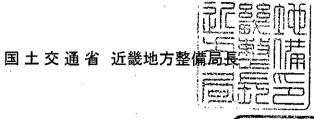
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



大阪広域水道企業団企業長 様



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

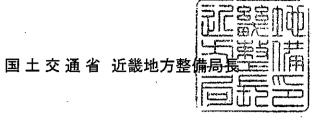
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



阪神水道企業団企業長 様



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



関西電力(株) 取締役社長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



中部電力(株) 取締役社長 様

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

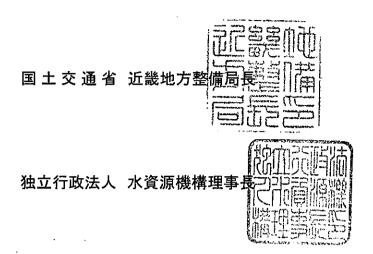
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



滋賀県知事 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

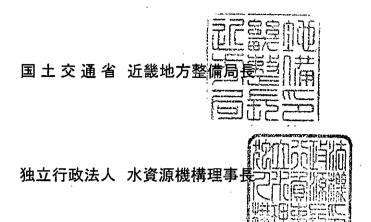
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



京都府知事 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成 25 年 4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



大阪府知事 様



独立行政法人 水資源機構理事:



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



長浜市長 様



独立行政法人 水資源機構理事品



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



甲賀市長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

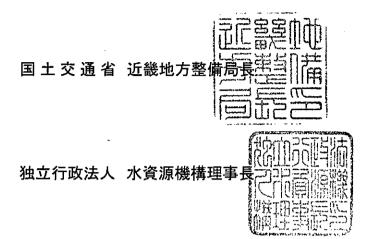
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



名張市長 様

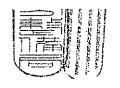


丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

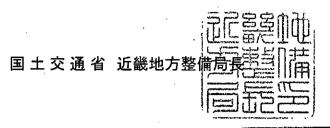
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



伊賀市長 様



独立行政法人 水資源機構理事

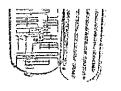


丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



京都市長 様



独立行政法人 水資源機構理事



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

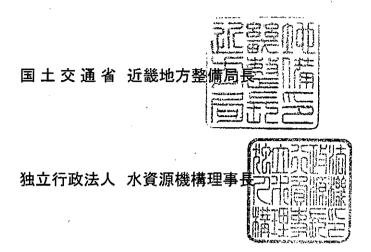
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



南丹市長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

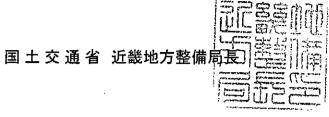
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



南山城村長 様



独立行政法人 水資源機構理事品



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

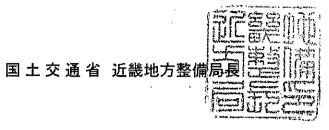
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いたたきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



奈良市長 様



独立行政法人 水資源機構理事:



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

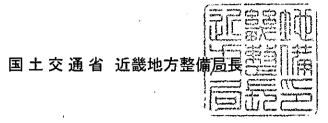
日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先



山添村長 様



独立行政法人 水資源機構理事:



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証 に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意 見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、丹生ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け国河計調第7号)」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、近畿地方整備局および水資源機構では、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、丹生ダムが目的としている治水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示しした流水の正常な機能の維持対策案2案、異常渇水時の緊急水の補給対策案4案が抽出されたところであります。(概略評価による対策案の抽出結果については、別添資料を参照ください)

つきましては、下記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・ 実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の 方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である近畿地方整備局および水資源機構が独自に 概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いします。

これまでの検証の状況につきましては、下記の近畿地方整備局ならびに水資源機構ホームページの「検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で閲覧いただくことが可能です。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryou.html

独立行政法人水資源機構のホームページ

http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/niu.html

- 1. 流水の正常な機能の維持対策案
 - ·対策案3 水系間導水(余呉湖経由)
 - •対策案4 地下水取水
- 2. 異常渇水時の緊急水の補給対策案
 - •対策案1 河道外貯留施設(内湖掘削)
 - 対策案2 ダム再開発(野洲川ダム、日吉ダム、高山ダム、比奈知ダムかさ上げ)
 - •対策案3 水系間導水
 - ·対策案4 地下水取水

3. 留意していただく点

頂いたご意見につきましては、「ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、 公表する場合があります。あらかじめ、ご了承をお願い致します。

4. 回答期限

平成 25 年 4 月 30 日(火) までとさせていただきます。

5. 提出先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課 住所: 〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館7階

6. 問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課

建設専門官。 、調整係長

住所: 〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館7階

電話:06-6942-0608(河川環境課直通)

独立行政法人水資源機構 関西支社 事業部 計画課

課長

住所: 〒540-0005 大阪市中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル6階

電話:06-6763-5182(代表)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも 結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



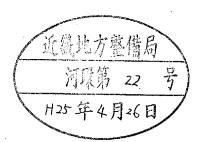
25 近計第 17 号 平成 25 年 4 月 24 日

近畿地方整備局長 殿



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持 対策案等について(回答)

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号及び 24 ダ事第 142 号で照会のあった標記の件について別添のとおり意見を提出します。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	近畿農政局
担当者名	農村計画部 農村振興課 水利計画官
連絡先(TEL)	
意見 1)流水の正常な機能の維持対策 案について	対策案3の「水系間導水(琵琶湖から導水(余呉湖経 由))」、対策案4の「地下水取水」について
	かんがい用水、営農に支障がないように計画されたい。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対 策案について	対策案1の「河道外貯留施設」、対策案2の「ダム再開発」 について
	かんがい用水、営農に支障がないように計画されたい。

三企第05-12号 平成25年4月22日

国土交通省 近畿地方整備局長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (回答)

平成25年3月29日付け国近整河環第57号で意見聴取のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

事務担当

三重県企業庁 電気事業課

電話:

FAX:

近畿地方整備局 河環第 14 号 H25 年4月23日

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	三重県企業庁
担当者名	電気事業課
連絡先(TEL)	
1)流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意 見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも 結構です。	
3)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	異常渇水時の緊急水の補給対策案3 (水系間導水) 宮川第二発電所の発電に使用した流水を取水する ことになっておりますが、発電の運用は、一日の中 でも発電放流量が大きく変化することがあり、安定 して継続的に取水することは非常に難しいと考えら れます。
	また、宮川第二発電所の発電放流水は、三浦湾に 放流され、運転開始から約50年以上経過していま す。発電放流先である三浦湾では、この放流水を加 味した新たな漁業環境が形成されています。このこ とから、対策案を具体化する場合には、関係自治体 や漁業者などの地域関係者の合意形成を図ることが 必要と考えられます。



5 建設第143号平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平素は、京都府営水道事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成25年3月29日付け国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のことについて、別紙のとおり回答します。



団体名	京都府
担当者名	文化環境部 建設整備課 副課長
連絡先(TEL)	
1) 流水の正常な機能の維持対策 案について	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対 策案について	対策案 2 における 『ダム再開発(比奈知ダム、日吉ダムかさ上げ』
	既に利水撤退している丹生ダムの代替案により、日 吉・比奈知ダムの利水者に新たな負担が生じないよう にしてきただきたい。

< 子生ダムの利水撤退に伴う早期精算について>

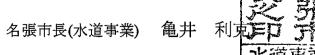
利水撤退に伴う精算には、事業実施計画の廃止が必要であり、ダム検証を経て対応方針が 決定されることが前提となるため、早期に対応方針を決定していただきたい。

なお、利水撤退後のダム検証に必要な期間と費用は、撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることにより増大する費用を利水者に負担させることがないようにしていただきたい。

名水工第 21 号 平成25年4月22日

国土交通省 近畿地方整備局長





丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付国近整河環第57号で意見聴取の照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



団体名	名張市上下水道部
担当者名	水道工務室 室長
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持 対策案について (対策案の番号を記入の上、 ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	意見なし
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	渇水時の緊急水の補給対策案2:ダム再開発 比奈知ダムのかさ上げを検討されていますが、工事箇所 は、名張市水道の取水地点の上流となっており、濁水発生 等による水道の取水に影響が出ないように施工をしていた だきたい。

大水工計第 90 号 平成 25 年 4 月 22 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪市水道局長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成 25 年 3 月 29 日付、国近整河環第 57 号にて意見照会のありました標題について、次のとおり回答いたします。

記

1. 回答内容 別紙のとおり

以上

(連絡先)

〒559-8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 アジア太平洋トレードセンター ITM 棟 9階 大阪市水道局工務部計画課

> (担当: 型) TEL: FAX:



団体名	大阪市水道局
担当者名	工務部計画課
連絡先(TEL)	
ご意見	特になし
1)流水の正常な機能の維持対	
策案について	·
(対策案の番号を記入の上、ご	
意見を記載して下さい。)	
※ご意見を頂く対策案は複数	
でも結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給	【対策案 2】
対策案について	ダムのかさ上げに要する事業費及維持管理費について、既
(対策案の番号を記入の上、ご	存の利水者に、新たな負担が生じないよう検討を進めていた
意見を記載して下さい。)	だきたい。
※ご意見を頂く対策案は複数	
でも結構です。	



守水総第 367 号の 2 平成 25 年 4 月 30 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様独立行政法人 水資源機構理事長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の 維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付貴国近整河環第57号ならびに貴24ダ事第142号にて、 ご依頼のありました、みだしのことについて、別紙のとおり回答いたします。



(別紙2:意見提出様式)

団体名	守口市水道局
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見	
1) 流水の正常な機能の維	<u> </u> —
持対策案について(対策	
案の番号を記入の上、ご	
意見を記載して下さい。)	
※ご意見を頂く対策案は	
複数でも結構です。	
	·
2) 異常渇水時の緊急水の	対策案2 ダム再開発
補給対策案について(対	
策案の番号を記入の上、	治水および利水の総合的な判断が必要であり、この
ご意見を記載して下さ	案に限らず、抽出された異常渇水時の緊急水の補給
い。)	対策案に係る経費が利水者にとって負担とならない
※ご意見を頂く対策案は	ようにすべきである。補給対策のみで実施するなら、
複数でも結構です。	地下水取水が安価であり確実性があると考える。

上下水経第 4 号 平成25年4月 30 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様独立行政法人 水資源機構理事長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のありました件について、ト記のとおり回答いたします。

記

別紙、意見提出様式のとおり

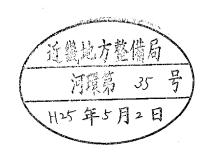
担当 : 枚方市上下水道局 水道部

上下水道経営課

TEL

FAX

E-mail:



団体名	枚方市上下水道局
担当者名	上下水道経営課
連絡先(TEL)	
ご意見	
1)流水の正常な機能の維持対策	対策案に対する意見はありません。
案について	
(対策案の番号を記入の上、ご意	
見を記載してください。)	
※ご意見を頂く対策案は複数で	
も結構です	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対	【対策案1.3.4】
策案について	対策案に対する意見はありません。
(対策案の番号を記入の上、ご意	
見を記載してください。)	【対策案2】
※ご意見を頂く対策案は複数で	対策案に対する意見はありませんが、高山ダムのかさ
も結構です	上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新た
	な負担とならないようにご配慮をお願いします。

尼水計第 11 号の 2 平成 25 年 4 月 19 日

国土交通省

近畿地方整備局長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平素は、本市の水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、平成25年3月29日付け国近整河環第57号により意見聴取のありましたことについて、別添のとおり回答いたします。



団体名	尼崎市水道局
担当者名	技術部計画推進課
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	—
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案2】 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ 部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

伊水総第 32 号 平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の 正常な機能の維持対策案等について(回答)

平素から本市の水道事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、平成25年3月29日付け国近整河環第57号及び24ダ事第142号により意見聴取のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご査収ください。



(別紙2:意見提出様式)

団体名	伊丹市水道局
担当者名	総務部 主査
連絡先(TEL)	Tel. fax.
1)流水の正常な機能の維持対策案 について (対策案の番号を記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結 構です。	なし
ご意見 2) 異常渇水時の緊急水の補給対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結 構です。	<対策案2> 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

国土交通省 近畿地方整備局長

様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策 案等について(回答)

平成25年3月29日付け国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のあった上記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局業務部

経営管理課経営係

Tel

E-mail

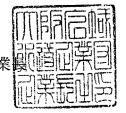
ホームペーシ http://www:h2o.nara.nara.jp



団体名	奈良市水道局
担当者名	業務部 経営管理課
連絡先(TEL)	
ご意見	【対策案 2】「ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)」について
2)異常渇水時の緊急水の補給対	<u>-</u> .
策案について	(意見)
	①ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)を実施した場合、現在
	の利水者(奈良市、京都府、名張市)に、その費用負担が転
	嫁され負担増になることは受け入れられません。
	また、再開発時の工事による水位低下等により、現状の
	ダム運用ができなくなる場合の補償や渇水が発生した場合
	の対応策が必要です。
	·

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪広域水道企業団企業



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の 維持対策案等の意見聴取に対する回答について

平素から当企業団の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、平成25年3月29日付け、国近整河環第57号で意見聴取のあった標記について、 別紙のとおり回答いたします。

担 当 大阪広域水道企業団経営管理部企画課 工工



団体名	大阪広域水道企業団
担当者名	経営管理部企画課企画グループ ■ ■ ■ ■
連絡先(TEL)	
ご意見	第2回幹事会の配付資料である「参考2」の試算結果に
1)流水の正常な機能の維持対策	よると、淀川水系河川整備計画上の異常渇水に対する渇
案について	水対策容量を確保する必要はなく、計画的な渇水調整や
(対策案の番号を記入の上、ご意	節水対策などで対応できると考えます。
見を記載して下さい。)	なお、代替案を実施する場合は、いずれの案についても既
※ご意見を頂く対策案は複数でも	存の利水者に維持管理費等の新たな負担が生じないようし
結構です。	ていただきたい。
2)異常渇水時の緊急水の補給対	·
策案について	
(対策案の番号を記入の上、ご意	
見を記載して下さい。)	
※ご意見を頂く対策案は複数でも	•
結構です。	

その他	一刻も早くダム検証による対応方針を決定し、利水撤退
	に伴う精算協議に着手していただきたい。
	なお、利水撤退後のダム事業の検証に必要な期間と費
	用は、撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期
	が遅れることによる増大費用を利水者に負担させないようお
	願いする。

阪水発第 13 号-2 平成 25 年 4 月 22 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平素から当企業団の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、平成25年3月29日付け国近整河環第57号及び24ダ事第142号により意見聴取のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



(別紙2:意見提出様式)

団体名	阪神水道企業団
担当者名	総務部 主査
連絡先(TEL)	
ご意見	【異常渇水時の緊急水の補給対策案1及び2】
1)流水の正常な機能の維持対策案	・琵琶湖の整備や既設ダムのかさ上げ等について、これにより既存利
について	水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。
(対策案の番号を記入の上、ご意見	
を記載して下さい。)	【その他】
※ご意見を頂く対策案は複数でも結	・それぞれの案を実施する場合は、水量・水質等利水に影響の無いよ
構です。	うお願いします。
	・平成 17 年の利水徹底表明後において、水資源機構を通じ幾度となく
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策	精算協議を開始して頂くよう申し入れてきましたが、未だ事前協議に
案について	すら応じて頂けておりません。利水全量撤退後において要した治水に
(対策案の番号を記入の上、ご意見	係る調査等の費用やダム事業の検証に必要な期間と費用は撤退した利
を記載して下さい。)	水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることによる増大費用
※ご意見を頂く対策案は複数でも結	を負担させることがないよう再度認識頂くと共に、関係事業者の状況
構です。	を鑑み、一刻も早く対応方針を決定し精算協議を開始して頂きますよ
	うお願いします。
,	

関土建発第 1 号 平成 25 年 4 月 23 日

国土交通省 近畿地方整備局長 殿



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における

流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年3月29日付 国近整河環第57号「丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(意見聴取)」につきまして、添付のとおり回答いたしま す。

【添付】

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

以上



団体名	関西電力株式会社
担当者名	土木建築室 土木グループ
連絡先(TEL)	
意見	
 流水の正常な機能の維持 対策案について 	
意見	
2) 異常渇水時の緊急水の補 給対策案について	対策案にあげられている高山ダムならびに日吉ダムは、弊社の高山水力発電所、新庄発電所の取水ダムであります。一般的に水力発電所は、純国産の CO2 を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追随性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、高山発電所ならびに新庄発電所もその一役を担っているものであります。 ダムのかさ上げによる対策案においては、ダム水位の上昇等による弊社発電設備への影響や工事中における高山発電所ならびに新庄発電所の発電力の減少などが懸念されることから、検討を進められる場合には、それらについて十分配慮頂きたいと考えます。
	また、東日本大震災以降、弊社供給エリア管内におきましても、電力の需給バランスが非常に厳しい状況が続いており、お客さまには一昨年の夏から三度にわたり節電のお願いをしている状況であります。 このような状況からも丹生ダムの対策案については、貴重な既設水力発電所の運用に与える影響についても十分配慮頂き、検討していただきたいと考えます。 なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。

三用管発第1号 平成25年4月**22**日

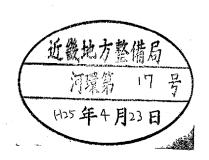
国土交通省 近畿地方整備局長

中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する 意見について(回答)

日頃は弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 標記について、別添のとおり回答いたしますので、よろしくお願いいたします。



団体名	中部電力株式会社
担当者名	三重支店 用地部不動産管理課
連絡先(TEL)	
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	異常渇水時の緊急水の補給対策案2:ダム再開発(比奈知ダムのかさ上げ) ダムのかさ上げに係る詳細事項が不明である現状においては、発電設備および運用(工事期間中の発電制約を含める)に与える影響は不明確でありますが、弊社としてはかさ上げにより電力の安定供給に支障をきたすことを懸念しております。 したがいまして、具体化する場合には弊社と事前に十分な調整を実施していただきますようお願いいたします。



滋流政第 85 号 平成25年(2013年)4月26日

国土交通省 近畿地方整備局長 様独立行政法人 水資源機構理事長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等 について(回答)

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号、24 ダ事第 142 号で意見聴取のあった丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙-2のとおり回答します。



(別紙2:意見提出様式)

団体名	滋賀県
担当者名	琵琶湖政策課
·	流域治水政策室 (担当)流域治水政策室:
連絡先(TEL)	
ご意見	対策案 3: 水系間導水(余呉湖経由) 約 300 億円
1) 流水の正常な機能の維持	対策案 4: 地下水取水 約 900 億円
対策案について	
(対策案の番号を記入の上、ご	検討主体が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施
意見を記載して下さい。)	要領細目」に基づいた概略評価により独自に抽出されたものであ
※ご意見を頂く対策案は複数	りますが、いずれの対策案も詳細な内容が不明であるため、現段
でも結構です。	階では意見を留保します。
	今後、検討主体が詳細な内容を明示した上で、コスト・実現性
	等の評価軸に基づく目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な
	評価及び検討主体の見解を示し、改めて本県と協議されたい。
2) 異常渇水時の緊急水の補	対策案 1:河道外貯留施設(内湖掘削)約 5,300 億円
給対策案について	対策案 2:ダム再開発 約 1, 100 億円
(対策案の番号を記入の上、ご	対策案 3: 水系間導水 約 1,000 億円
意見を記載して下さい。)	対策案 4:地下水取水 約 600 億円
※ご意見を頂く対策案は複数	
でも結構です。	検討主体が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	要領細目」に基づいた概略評価により独自に抽出されたものであ
•	りますが、いずれの対策案も詳細な内容が不明であるため、現段
	階では意見を留保します。
	今後、検討主体が詳細な内容を明示した上で、コスト・実現性
· ·	等の評価軸に基づく目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な
	評価及び検討主体の見解を示し、改めて本県とも協議されたい。
·	

5 河 第 2 0 9 号 平成25年4月26日

国 土 交 通 省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都府知事 山田 啓二

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の 正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付け国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のこと について、別紙のとおり回答します。



団体名	京都府
担当者名	建設交通部河川課流域担当
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも 結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対 策案について (対策案の番号を記入の上、ご意 見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも 結構です。	(対策案4における『地下水取水』) 対策案における「環境省全国地盤環境情報ディレクトリ」の想定井戸のうち、京都府内においては、地下水の保全及び地盤沈下の防止を目的とした「地下水採取の適正化に関する条例」等を制定し、地下水利用の規制や制限を行っている市町もあることから、地下水位の低下や地盤沈下等防止の観点から十分協議されたい。

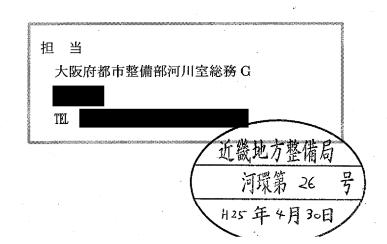
国土交通省 近畿地方整備局長 様

大 阪 府 知



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の 維持対策案等の意見聴取に対する回答について

平素から本府の河川事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、平成25年3月29日付けで意見聴取のあった標記について、別紙のとおり回答い たします。



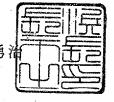
団体名	大阪府
担当者名	都市整備部 河川室 河川整備課 総務 G
連絡先(TEL)	
ご意見	
1)流水の正常な機能の維持対策	
案について	
(対策案の番号を記入の上、ご意 見を記載して下さい。)	
※ご意見を頂く対策案は複数でも	
結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対	意見
策案について ***********************************	大阪府としては、第2回幹事会の配布資料である「参考
(対策案の番号を記入の上、ご意 見を記載して下さい。)	—2」の試算結果を踏まえると、淀川水系河川整備計画で 対象としている異常渇水対策として丹生ダム等で容量を確
光で記載して「CV。/ ※ご意見を頂く対策案は複数でも	保する必要はなく、計画的な渇水調整や節水対策などで
結構です。	対応できると考えています。したがって、代替案としましては、
	いただいた資料にある『需要面・供給面での総合的な対応』
	を実施することが有効な対策であると認識していますが、検
	証に必要となる手続きとして、以下のとおり対策案に関する
	意見を提出します。
•	対策案4
	対策案にある地下水取水については、地盤沈下が進行し
	ていた昭和40年代の北摂及び東大阪地域と同規模の取
	水量となっています。大阪では地盤沈下により治水環境が
	悪化し、洪水や高潮による浸水被害を被り、水源開発への
	参画や淀川を水源とする水道・工水事業を進めてきた経緯 があることから、社会的影響を考えると、代替案として適切
	かめることから、社会的影響を考えると、代省業として週刊してはないと考えます。



長道河第 65号 平成25年4月**30**日

国土交通省 近畿地方整備局長 様独立行政法人 水資源機構理事長 様

長浜市長 藤井 勇活



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案 等について

(意見の提出)

平素は、治水行政にご尽力賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号並びに 24 ダ事第 142 号で 意見聴取のありました、丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正 常な機能の維持対策案等について、別紙により意見を提出します。

つきましては、1日も早く検証作業を終え、全ての効果の発現が最も早い丹生ダム建設に着手し、治水安全度・流水の正常な機能を高め、渇水対策容量を確保され、地域が安全で安心して暮らせる環境を得られるよう、お願い申しあげます。



(別紙2:意見提出様式)

団体名	滋賀県長浜市
担当者名	長浜市長 藤井勇治
連絡先(TEL)	担当課:長浜市都市建設部道路河川課 【担当: 】 電話 FAX
	【A案】 ○建設予定地の地元が、下流地域の人々のためと苦渋の決断をして了解した事業であり、整備期間も見え、効果も検証されていることから、最適案と考える。
	【対策案3】 ○整備に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。
意見	○現に琵琶湖から余呉湖への農業用水の補給により、余呉湖では水質悪化
1)流水の正常な	や外来魚の増加につながっている。今後更なる余呉湖への水補給は、水質
機能の維持対策	悪化や生態系への悪影響が計り知れず、漁業関係者の理解が得られない。
案について(対策	○琵琶湖の取水制限がかかるような渇水時期に琵琶湖の水を汲み上げるこ
案番号記載のこ	とに対し、関係利水者の理解が得られない。
と)	【対策案4】
	○地下水の取水計画区域では、すでに水道水を始め生活水として地下水が利用されており、渇水期には水位低下により取水に大変苦慮している状況にある。今後更なる地下水の取水は、現に利用している利水者へ重大な悪影響を及ぼすことは明白である。○多量の地下水汲み上げによる地盤沈下が懸念され、住環境に悪影響を及びまた。
	ぼすことから、社会的影響が大きく現実的な対策案でない。
2) 異常渇水時の 緊急水の補給対 策案について(対 策案番号を記載 のこと)	【ダム建設A案】 ○建設予定地の地元が、下流地域の人々のためと苦渋の決断をして了解した事業であり、整備期間も見え、効果も検証されていることから、最適案と考える。 【ダム建設B案】 ○瀬田川改修に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。 ○洪水が予想されるような降雨時に、確実に琵琶湖の緊急放流が実施できるとは考えられない。緊急放流が間に合わない場合、琵琶湖沿岸部の低地が浸水被害を受けることとなるが、その対策を明示されたい。また、洗堰からの緊急放流時に下流域ではすでに大雨になっていることが予想されるが、下流府県の了解は得られるか。 ○堤高がA案より低くなることから、満水位より上部にある買収済みの森林等の維持管理等、今後の対策を明示されたい。
	○琵琶湖の水位上昇による湛水被害を受ける区域を多く抱える本市として

は到底受け入れることができない案である。

【対策案1】

○コストが莫大であり、現実的な対策案でない。

【対策案2】

○丹生ダム事業が40数年経過しても建設されていない状況において、すでに現存するダムとはいえ、4ダムの嵩上をするには新規ダム建設程度の期間を要すると考えられ、現実的な対策案でない。

【対策案3】

- ○整備に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。
- ○導水路等の用地取得に要する期間が不明確であり、現実的な対策案でない。

【対策案4】

- ○地下水汲み上げによる地盤沈下等、社会的影響が非常に大きく、現実的 な対策案でない。
- ○ダム案には、ダム建設に必要となる道路や周辺の整備経費が含まれているが、ダム以外の対策案には、荒れ果てた道路や森林などのダム予定地及びダム周辺地における整備経費が算定されていない。また、それぞれの案にどれだけの維持管理経費が必要なのかも不明である。再評価実施要領細目にもあるように、コストについても、その対策に係るすべての経費を早く明らかにしたうえで比較すべきである。
- ○貯水型ダムを建設しない場合、ダム計画により買収した森林をどのように管理されるのか。維持管理を怠れば森林は荒廃し、本来森林の持つ多面的機能が低下することは必至であり、現にダム建設予定地周辺の森林は保水力の低下や土砂流出の危険性が増入している。治水対策や渇水対策として計画してきたダム事業に起因して高時川の治水安全度が低下し、渇水の危険性が増すことが懸念される状況にあり、買収地の管理をしっかり実施することが肝要である。

その他全般

- ○協議や検討ばかりに時間を要し、ダム建設本来の目的が果たせないまま4 0数年が経過している。建設予定地の地元は、下流地域の人々のためと苦 渋の決断をしてダム建設の了解をしているものである。一刻も早く検討を 終わらせ、全ての効果の発現が一番早い丹生ダム建設に着手し、一日も早 く治水安全度・流水の正常な機能を高め、渇水対策容量を確保する必要が ある。
- ○琵琶湖があるから異常渇水対策は必要ない、と考えることはできない。琵琶湖の異常な水位低下が、琵琶湖の生態系や環境に大きな悪影響を及ぼすことは、平成6年の異常渇水時に私たちは経験している。一度環境が悪化すれば、琵琶湖の環境はなかなか元に戻らないことからも、異常渇水対策容量はしっかりと確保する必要がある。
- ○今回の意見は、対策案がすべての評価軸(コストについても単なる建設経費のみでなく、維持管理経費などすべての経費を含めた額を示して)により評価されてから求めるべきものであると考える。十分な比較ができない

現時点において、長浜市として意を尽くした意見が出せないことから、す べての評価軸で適正に評価されてからのちに改めて意見を求められたい。



甲建事第 19号 平成25年(2013年)4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様独立行政法人 水資源機構理事長 様

甲賀市長 中 嶋 武 嗣之質質即亦某

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (回答)

平素は、当市土木行政全般に対しまして、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件について「別紙2:意見提出様式」のとおり回答いたします。

 甲賀市役所
 建設部
 建設事業課

 事業調整係
 担当:

 Fax:
 Mail:

近畿地方整備局 河環第 34 号 H25 年 5月 2日

(別紙2:意見提出様式)

団体名	甲賀市
担当者名	甲賀市 建設部 建設事業課
	甲賀市 産業経済部 農村整備課
ご連絡先(TEL)	
ご意見	
1) 流水の正常な機能の維持対策案に	特にありません。
ついて	
(対策案の番号を記入の上、ご意見	
を記載してください。)	
※ご意見をいただく対策案は複数で	
も結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案	対策案 2
について	当地域に設置されております野洲川ダムに関しては、ご承知
(対策案の番号を記入の上、ご意見	のとおり、2009年度に全面改修を完了されたばかりであり、
を掲載してください。)	再びかさ上げを行うということに関しては、調整が非常に困難
※ご意見をいただく対策案は複数で	ではないかと考えられます。
も結構です。	
	また、対策を検討される前提条件となっております異常渇水
	時の緊急水の補給容量についてでありますが、どれだけの容量
	が必要となるのかをしっかりと検証いただいた上で、併せてご
	検討いただきたいと考えます。

名 都 整 第 6 号 平成25年4月23日

国土交通省 近畿地方整備局長

様

独立行政法人 水資源機構理事長

様

三重県名張市長 亀井利克



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付、国近整河環第57号24ダ事第142号で照会のありました標記の件について、意見聴取の依頼がありましたが、特に意見はない旨、回答させていただきます。





伊建公第9号平成25年4月8日

国土交通省 近畿地方整備局長 様



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する 意見について(回答)

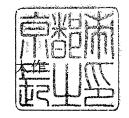
平成25年3月29日付国近整河環第57号により照会のあったみだしのこと につきまして、別紙2:意見提出様式により意見書を送付します。

団体名	伊賀市
担当者名	建設部 公共事業対策室
連絡先(TEL)	
ご意見	
1) 流水の正常な機能の維持対策案	
について	
(対策案の番号を記入の上、ご意見を	
記載して下さい。)	
※ご意見を頂く対策案は複数でも結	·
構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策	対策案2 ダム再開発
案について	・背水位の上昇が最上流部まで及び、その水位上昇が
(対策案の番号を記入の上、ご意見を	もたらされる伊賀市治田自治会、同位民の混乱が危惧
記載して下さい。)	される。
※ご意見を頂く対策案は複数でも結	
構です。	

建 水 河 第 1 0 号 平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都市長 門川



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の 維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号及び24ダ事第142号で意見聴 取があった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

本市においては、特に意見はございません。





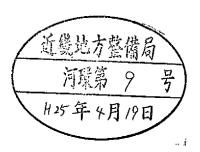
5 南土道第 140 号 平成25年4月18日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

京都府南丹市長 佐々木 稔納之丹都

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等 に対する意見について(回答)

平成25年3月29日付、国近整河環第57号及び24ダ事第142号で国土交通省 近畿地方整備局長並びに独立行政法人 水資源機構理事長より照会のありました標記の ことについて、別紙のとおり回答いたします。



(別紙2:意見提出様式)

団体名	京都府南丹市
担当者名	南丹市土木建築部道路河川課
連絡先(TEL)	
意見	
1)流水の正常な機能の維持対策	
案について	
2)異常渇水時の緊急水の補給対 策案について	対策案2『ダム再開発(日吉ダムかさ上げ)』
	・ 日吉ダム所在地の市として、建設に係わられた地元の皆様のご尽力、ご苦労を忘れることが出来ない。日吉ダム建設後、洪水調整により下流域への被害を最小限にくい止めていただいていることは事実である。日吉ダムの建設時に、本市は保津峡の開削を一つの条件としてきた経過がある。「犠牲を犠牲としない」河道の早期整備が第一と考える。 ・ 検討材料として、日吉ダムのかさ上げ(H=5.1m)に係る上流部への影響範囲のご提示を頂きたい。
	・ 日吉ダムは平成6年に「地域に開かれたダム」の第1号として認定され、ダムと一体となった周辺整備が行われ、ダム上流には、「府民の森ひよし」、「宇津峡公園」、「梅ノ木谷公園」の野外体験型施設などが整備されている。更に直下流には、「道の駅スプリングスひよし」の観光施設が整い、ダムを含む周辺施設の来訪者数は年間約54万人と、その役割は大きいものがある。かさ上げによる下流側からの圧迫感、洪水時最高水位の上昇に伴う施設の縮小が懸念される。
	・ 貯水位が高くなると冷水放流が多くなることが考えられ、優良な鮎の漁場での鮎の生育や水稲への影響が懸念される。

5 南総第97号 平成25年4月30日

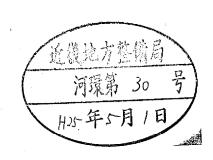
国土交通省 近畿地方整備局長 様

南山城村長 手 仲 圓



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案について(意見)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号で照会のありました上記の件について、別添のとおり回答します。



団体名	南山城村
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも 結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも 結構です。	対策案2 住居移転、用地取得等困難が予想される

奈 建 河第 11 号 平成 25 年 4 月 23 日

国土交通省 近畿地方整備局長

奈良市長 仲川 元庸

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (回答)

平成 25 年 3 月 2 9 日付け国近整河環第 5 7 号、2 4 ダ事第 1 4 2 号で照会のあった標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



団体名	奈良市建設部下水道室河川課
担当者名	河川課長 課長補佐 課長補佐
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について(対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。)※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案2について 高山ダムの貯水池は本市の月ヶ瀬地区に位置し、その周辺の渓谷沿いに広がる月ヶ瀬梅林は、ダム湖と梅林が調和した美しい景観を形成している。このため嵩上げによりダム湖の水位の変化が景観に影響を与える可能性が有り、十分な検討が必要です。



山 添 地 域 号 外 平成25年 4月30日

国土交通省 近畿整備局長 様 独立行政法人 水資源機構理事長 様

> 奈良県山辺郡山添村 山添村長 窪 田 剛



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の 正常な機能の維持対策案等について

(意見報告)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号並びに24ダ事第142号で意見聴取のありました、標記のことについて別紙のとおり報告します。



近畿地方整備局 河環第 36 号 H25 年5月7日

団体名	山外村
担当者名	
連絡先(TEL)	山茶村役場地域振興課
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	のA案。州生少少(多目的ダム)。建設が省当場える。 建由=高時川の流水准係。為したり、河川や 下流である琵琶湖水湖からの野水ルより 進体する方本は高茶としい言えない。高時川はおり ではないのだから、その川を堰上め、水を高えるの が本的と考える。
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	回る家の刑生ダム建設が安吉と考える。 展示別水時の緊急水、補給いついても、正記の 月的ダム、野舎水、放流いより直接的い 流運調整が出来りの維持対象。事田同 様です。 地元7程ダムの建設い向けて用地確保定了清で お3年水次子を地、家屋移転い完了いまり、分付 中華、中全て完了いる中から建設計画は月到方調 産の結果の下と兄及する以ンをいるものです。